

（午前10時45分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、10番 妙中君。

〔10番（妙中嘉三君）登壇〕

○10番（妙中嘉三君）議長のお許しが出ましたので、演壇よりまず質問させていただきます。同僚議員皆さんには、平和で建設的なご意見ばかりで大変恐縮しております。しかし、私だけはそうは申しません。当局に対し、同じような質問を延々と続けてまいります。辛口で耳の痛い質問をします。しっかりお答えください。これは、合併してしまった旧町の住民の悲哀を感じている意見を集約した質問でございます。どうぞしっかり当局も聞いてください。

まず1番目といたしまして、旧市、旧町の行政格差について申します。

旧橋本市、旧高野口町が合併して数年を経過した今日、旧橋本市を優位としたさまざまな行政格差が生じてきています。中でも迷惑施設と言われるごみ焼却場や斎場が高野口町に押しつけられております。しかし、その見返りとしての周辺整備事業は、旧橋本市におけるものと比較し、極めて低く抑えられております。

例えば、旧橋本市におけるごみ焼却場の周辺整備は、20年という期限つきにもかかわらず、二十数億円も要したと聞いております。一方、高野口町の周辺整備は、広域事業といえどもわずか半分にもなっておりません。10億円弱でございます。さらに、地元を示した橋本市単独の周辺整備事業は、その目的で確

保した土地でさえ、民間企業に転売しております。勝手にほごにしているありさまでございます。旧高野口町民は泣いております。

また、斎場においてもしかりであります。橋本市恋野地区にあった斎場においては、4億円以上5億円になんなんとする周辺整備の恩恵を受けている中、その施設すべてを高野口に移転した。しかもその恩恵を受ける地区は一部の地区だけに限られており、同じ条件の周辺整備は何もありません。高野口の周辺整備は約2億円弱だと聞いております。これも橋本市の半分以下でございます。

これはまさに行政格差、言いかえれば、重大な行政差別と言っても過言ではありません。これほど高野口町民を愚弄したことはありません。その怒りは大きなうねりとなりつつあります。これらの事実関係を求めるとともに、見解、今後の是正等についてお答えください。

次に、2番目です。水道事業の抜本的改革による水道の使用料の値下げと旧市旧町間の施設の継続利用についておたしします。

橋本市の水道料金は、他の市町村と比較し、かなり割高になっています。これはいうまでもなく、かつて橋本市が構想した14万都市に伴う水道施設の投資によるものであり、今日の人口は構想の半分にも満たないわずか7万人弱であります。しかも、毎年500人ずつ人口は減少し続けている現状であります。

この破綻した構想、投資のツケを今住んでいる住民が負う形で、高い水道料金を強いられています。さらに、水道の送水施設等を旧市町間で統合し、旧橋本市の水を高野口町まで活用しようとする予定があります。これは合併の協議で既に決まっているとのことであ

りますが、不要な投資までして新たに統合する必要もないし、旧高野口町民も統合は望んでおりません。もとより、合併では公共料金は低いところという話であったにもかかわらず、旧高野口町民は高い旧橋本市の水道料金を押しつけられているのです。破綻した人口構想の見直しをする中で、各方面での改革を行い、水道料金を値下げすべきではないですか。可能な方法を模索して、県や国を迫すべきではないですか。お答えください。

演壇よりの質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君の質問項目1、旧市、旧町の行政格差に関する質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）妙中議員の質問にお答えします。

まず、旧橋本市のごみ焼却場の建設に伴う周辺整備事業についてですが、当時の橋本市のごみ焼却場の必要性を考える中で、市として、地元要望に対して当時の予算の許す範囲でおこたえたものであります。また、橋本周辺広域ごみ処理場の周辺整備事業については、高野口町長と大野20区並びに下中区との間でそれぞれ協議の上覚書を交わし、地元区からの要望のありました事業を行っています。

なお、周辺整備事業費については、紀ノ川流域下水道伊都浄化センターの周辺整備事業費を参考に、関係市町村からなる橋本周辺広域市町村圏組合管理者会及び橋本周辺市町村圏組合議会において協議の上、補助金を含む総事業費10億円以内とすることが決定されたものと聞いています。

次に、斎場についてですが、議員ご承知のとおり、合併協議会で作成された「新市町づくり計画」の理念に沿って、既存施設の利活用をより効率的かつ効果的な運営に努めるた

め、公共施設の統廃合を検討し、高野口斎場への一本化を図ることが決定され、地元名倉北区のご理解とご協力により、平成24年4月より稼動しております。

周辺整備事業については、橋本斎場は赤塚区を、高野口斎場は名倉北区を地元地区として、市に対して要望事項の提出をいただき、双方で協議を重ねて事業の決定を行っています。

周辺整備を行う地区については、当該施設が建設される区を地元区と位置づけており、橋本クリーンセンターは中島区、橋本斎場は赤塚区、高野口斎場は名倉北区が地元区となります。近隣周辺地区の要望についてはお受けしていません。また、周辺整備事業費については、地区の規模や地域の実情、時代の背景も異なることから、要望事項にも差異があり、事業費も同等ではありません。

しかし、地元から要望されました周辺整備については、市としてできる限り要望にこたえるようこれまでも努力しており、行政差別はいたしておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君、再質問ありますか。

10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）行政格差がないという部長のお答えですけれども、全然私はそういうことを聞いておりません。まず赤塚区、中島区については多くは申しませんけれども、特に高野口町名倉北区という指定がありますね。今おっしゃったように名倉北区というのは、そして近隣の住民の話は受け付けていないと言いますが、名倉北区の人々が私のところへ参りまして、全然話は聞いていないと。そして、僕は慌てて、それではどういふものにしたのかということで調べて見ました。そしたら、赤塚区と北区に要望して出し

た条件というのが、赤塚区は22、高野口は18あります。その中でバツになったものもたくさんあります。こんなこと、大変失礼な言い方なんですけれども、いわゆる旧の名倉北区というのは、10区Bと10区Cとそして桜ヶ丘という区があります。そのBと桜ヶ丘の人らは、僕のところにお越しになって、この周辺整備事業にかかったものは何やらなということ聞かれて、わしらはそんなん聞いていないと。どないなっとんのやと。こうこうで決まるとるよと。そんなんわしら全然聞いていない。先日も全体集会の中で、そこへ私が呼ばれまして、この周辺整備、要望事項、そして決定した文面を見せました。そうしたら、ほとんどの人が、周辺整備、対策する地元にもかかわらず聞いていない人が全員でした。これで橋本市が周辺整備したと、それ以外のところは聞いていないというんですけれども、現実に私が聞いているのは、実際そんなことがあったんかいというような話です。もう一度ゆっくりお答えください。

〇議長（井上勝彦君）市民部長。

〇市民部長（井浦健之君）1点目の桜ヶ丘なり10区Bの住民の皆さんが、この斎場の周辺整備等について何も知らないといったご質問ですけれども、これにつきまして、名倉北区長、現在の区長でありますけれども、その区長にもお伺いしております。今現在の名倉北区長の前が10区Bの区長でありました。したがって、10区Bの皆さんが全くご存じないということは、ちょっと私どもとしては考えられません。

それと、今現在の名倉北区長に周辺整備の要望についてお聞きをいたしますと、対策委員会を立ち上げた後、それぞれ10区C、10区B、桜ヶ丘の要望を出していただきたいということで、それぞれの自治会長のところを回っております。特に桜ヶ丘の自治会長、平成22年度の自治会長のところに、今現在の名倉北区長、対策委員会の委員長ですけれども、お邪魔させていただいて、そのときに自治会長も斎場の経緯についてご存じないということですので、周辺整備の要望も含めまして、対策委員会のほうへオブザーバーとして一回出席してくださいといった文書もあわせて持って自治会長のところへ行かれていますということです。したがって、ご存じないということは、現在の区長から聞く範囲では想像が付きにくいということです。

それともう一点、周辺整備の要望の中で、消火栓ボックスの設置が要望されております。桜ヶ丘のほうから、2カ所消火栓ボックスがあるわけですけれども、これについて新しいものと取りかえていただきたいといった要望がありまして、市として2カ所の消火栓ボックスの交換を行っています。そして、1カ所、集会所の端にあります消火栓ボックスについては、足がコンクリートで固められておるということで、その足を切るのにカッターを利用せなならんということで、カッターを利用する場合当然電気が必要になってきます。市のほうから当時の、今年の3月にしておりますので、平成23年度の自治会長のほうへ電話をさせていただきまして、集会所の電気を貸していただきたいといったお願いもしております。また、名倉北区の区長のほうからも、桜ヶ丘の自治会長のほうへ市と同じようなお願いをさせていただいて了解をいただいております。

して自分らの区だけで決めたような痕跡があるということは、他の名倉区のある区長から聞いております。

だから、その中へまず自分の北区というところのBの区長も、あるいは桜ヶ丘の区長も対策委員会にかけて一緒に協議するべきと違おうでしょうか。ただただ、自分たちの思いだけで、この思いをかなえてあるように思います。だから、僕はこの議会が始まる前に覚書を見せてくれと申しました。そうしたら、部長いわく、これは総務委員会にもかけていない文書だから見せるわけにいかんと。僕はいわゆる桜ヶ丘の皆さんから覚書を見せてもらってくれと、わしら判を押した覚えがないというような話を聞いて、当局へ覚書を出してくれと申ししております。それでも当局は出してくれないんです。ただ、わしらは地元区やから、この調印にはわしらの判もいるはずやろと。3区が一緒になって周辺ということにしてあるんですから、消防器具をつけたというような話も聞いております。それは桜ヶ丘から聞いております。これは桜ヶ丘の現区長も前区長も、そういうようなお話じゃなしに、Cの区長が来て、おまえのところも何かつけたるか、ブランコつけたるか、消火器具つけたるかというような程度の話で、斎場ができる周辺整備の一環として何か要望があれば言いなさいよというようなことは一言も聞いておりませんというお話でした。

そんなわけで、今、僕は部長の回答は詭弁にしか聞こえません。そして、言うてみたら、この内容も見ております。集会所の建て替え及び自主防災の備蓄倉庫、これもCだけです。そのほかずっと羅列してみたら、ほとんどが、北区と言いながらCの区へ集中しております。だから、言っておる桜ヶ丘の人の要望はほとんど取り入れられていないということです。これはどういうことですか。それを皆さん、

〇議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

〇10番（妙中嘉三君）

—————そもそも対策委員会を立ち上げる経過というのを私は聞いております。他の名倉区の区長がほか5名おったんです。そして、Cの区長以下5名と、委員長をしている現区長とがほぼ大体6名、Cの方で6名を固めて、他の区長5名おったんです。それで周辺整備ということで、今おっしゃられたように、北区以外は周辺整備をしないということで、1人欠け、2人欠け、3人欠けと。そ

どうぞ出しなさいよ、要望出しなさいよと言ってあるんですか。言ったと言うけれども、向こうの人らは、大多数の人が聞いていないというお話です。そして、僕はそれを土台にして今話をさせてもらっているんです。

もっと、行政であれば自治会長と組んで周辺住民には周知して、こういうものができるから、自分ら思いはあるかと。今になって、この桜ヶ丘の人たちは、自主防災組織を立ち上げて、何としてでもこの自主防災の備蓄倉庫、ここへつくってもろて置いとかな、何でつくってくれへんのかなというのが桜ヶ丘の人たちの要望ですわ。お答えください。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）まず対策委員会のメンバー構成ですけれども、これにつきましては高野口区長会、そして名倉北区の中で人選をさせていただいております。したがって、市のほうからどの方とかいった指示は一切しておりません。結果として、今議員がおっしゃられるようなメンバーになったということでございます。

それと、桜ヶ丘の住民の皆さん、そして自治会長、何も知らないということでございますけれども、住民の皆さんが何も知らないということについては、ちょっと私、お答えはできないんですけれども、少なくとも自治会長につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、名倉北区の区長、対策委員会の委員長ですけれども、足をもって桜ヶ丘の平成22年度の自治会長のほうへ数回、対策委員会の開催案内を持って、オブザーバーとして出席をさせていただいて状況を確認した上で周辺整備の要望があれば出してくださいといったお話で行っておりますので、知らないといったことは、私が聞いている範囲ではそういうふうには思いません。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）対象地区にもかかわらずオブザーバーとして出なさいよと。これは行政として、あんたら対象地区だから当然対策委員会に入りなさいというような指導はしなかったんですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）先ほども申しあげましたように、対策委員会のメンバーというのは高野口区長会、そして名倉北区の中で人選をされておりますので、市のほうから、また担当課長なり担当のほうからそういったことを申し上げる立場ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）押し問答になるんですけれども、対策委員会というのはいわゆる対象区、周辺の対象区というのはさっきも言ったように名倉の10区BとCと桜ヶ丘ですよ。これが対象区なんですよ。このうちの一つを完全にいつも外して、会議があるときにオブザーバーで来なさいと。それは市がタッチすることはないかもしれんけれども、少なくとも部長はCに住んでいる方やんか。声をかけて、それでも最初は、立ち上がったときには、僕はほかの区長に聞いているんですよ。立ち上がったときには10人以上おったというんです。10人以上おったけれども、今部長がおっしゃったように、対象区域は、絶対そういう補償はしないということで、徐々に、会議ごとに1人欠け、2人欠け、3人欠けて、本当に片肺の会議にしまして、最終はCだけで決めたような部分が、僕には思えるんです。思うという根拠は、桜ヶ丘は、われらは何も知らんし、何も教えてもらっていなかったと。今になって覚書が出ているんやったらその覚書を見せてくれよと。うちは対象区だったら

うちらも判押しとるはずやと。そして、つけ足して言うならば、結局そういう周辺整備をしてもらおう地区でも、ようわかっている人らばかり寄って、言うてみたら対策委員会の委員長というのは、行政に長らく勤めて、行政の三役までされた方です。そして、現役の部長がCにおります。こういうことを十分に伝えてあげてほしかったと僕は思っているんですよ。だから、僕は今でも遅くないと。それで、今になってお願いしたら、もう覚書を交わしてあるさかいだめだと、聞けないということですよ。そんなむちゃなど。決まったものはもうだめやというお話です。でも、やっぱり聞いていないんでちゃんと教えてくれよと。僕らはその調印には判も押していないんやと。それをどう思いますか。

そんなことで、人生のついになる場所は、僕はいつも反対と違うんですよ。あの斎場は立派なものですよ。それ一つとっても、僕は朝から見てきました。あそこは東に入り口、西に入り口、二つあります。ただ、これも行政格差と言わざるを得んのですわ。東の入り口は、いわゆるCの方ですね。委員長やら部長が住んでいるところですよ。入り口からずっと斎場に行くまで、その脇にはいろいろの花が咲いております。花壇もつけて、今やったらアジサイも咲いております。そして僕は、一旦おりて、今度は西の入り口から上がりました。何もしていない。雑草だらけですよ。これは、西の入り口というのは、旧高野口町町民がつの場所として上っていく場所です。東は旧橋本市の人がたくさんお越しになって、あんまり来たらあかんのやけども、それをついの場所にしてお迎えする場所です。片やきれいに整備して、片や草だらけにして、これを行政格差と言わんと何と言うんですか。教えてください。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）いわゆる高野口斎場の増設の関係につきまして、総務委員会で6回報告をさせていただいております。

増設の計画につきましては、平成22年の9月17日の総務委員会で報告をさせていただいております。それとあわせて、平成23年2月28日の総務委員会にも増設計画についてのご報告をさせていただいております。そして、市議選が終わった後の平成23年6月24日の総務委員会、ここでも高野口斎場の火葬炉の増設工事についての報告をさせていただいております。議事録を読んでいただければおわかりになるかと思うんですけども、議員の理解できました、わかりましたといった総務委員会での答弁もいただいているわけですけども、ご報告をさせていただいております。それと9月16日、同じく平成23年ですけども、そこでも斎場増設に係る経過についてということで、ご報告をさせていただいております。この経過につきましては、名倉北区、対策委員会、そして橋本市と覚書の調印をしましたよと。内容についてはこういった内容の調印をしましたといったご報告もそこでさせていただいております。そして、平成23年12月9日の総務委員会でも、これは条例の一部改正だったんですけども、議案として総務委員会のほうへ提案をさせていただく中で、この斎場の増設等についてのご質問もいただいて、ご答弁も差し上げています。それと、平成24年3月議会ですけども、3月13日の総務委員会、ここでも火葬料補助金について、これも報告ですけども、そういった形でご報告もさせていただいております。

したがいまして、一連の経過については、議会の総務委員会を含めてご報告をさせていただいておりますので、10番議員がご存じないということは、ちょっと私は考えられないと。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）それは、当局の報告にはわかりました、承知しましたと言っております。それ以降に起こってきた事件でございます。私たちが聞いていない、覚書を見ていない、判も押していないというのは、私が承諾した後でございます。僕らはだから、言ったことを覆しておるわけではないんです。これは、いわゆる周辺である住民が不足を言っているということに対して、そして今も重大な格差だと言ったんですけれども、西もあれぐらい立派な、舗装した入り口をつくって、斎場までの道はできています。立派なものです。東と変わりありません。何で西側は整備せんと東にあんなきれいな花があるんですか。旧高野口町民があれを見たらびっくりするのと違うかな。私はひょっとしたら東から上るかもわからないけど、大野周辺の人は恐らく西から上ると思うんですよ。花もない、ぺんぺん草が生えて、草生え放題のところを通るんですよ。大方は、橋本市の住民は東の入り口から登ることになると思いますけれども、こんな整備、その入口の住民が不足を言っているんですよ。もっと真摯になって、住民のことを思って何か答えてください。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）まず、もともとの高野口斎場の進入路、今言われています東からの進入路ですけれども、これにつきましては、地元いわゆる名倉北区なり対策委員会のほうから、周辺整備の要望として、花壇を設置してほしいといった要望が出ておまして、それに基づいて整備を行ったわけでございます。ただ、今議員がおっしゃられるように、西側からの進入路については何もいたしておりません。これについては一度、今議員がおっしゃられたことを参考に、今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）結局、西側の入り口、旧高野口住民が多数ついの場所として上がっていく通路はおざなりにして、旧橋本住民のついの場所はきれいに整備されておると。これを行政格差と思いませんか。こんなことをずっと延々、僕はここでこうして質問させてもらうけれども、こんなこと、よう見てみたらほんまに格差というよりほかありません。例を挙げれば枚挙にいとまがありません。

行政格差についても、コミュニティバスでもそうですよ。シャトルバスでもそうですよ。シャトルバスはもともと私が前回落選するまで、市議会議員をさせてもらったときに、別れ際に病院の事務長と話をしました。1時間に1本という約束でしたよ。ところが、僕が落選して見てみたら、いつや知らん間に1時間半に1本になっている。旧橋本市民は1時間に1本で病院を利用しております。旧高野口町民は1時間半に1本しか出ないものを利用しております。大変便利なものですよ。地域医療には大変貢献して、橋本市民病院も立派なものになって、どえらい隆盛をたどっております。こんな中で、やはりここも橋本市民として、高野口の住民も橋本の住民も同じようになぜできないか。ここらもまだまだありますよ。こういう小さいことを言っていけば切りがないですけれども、この辺をじっくり当局は考えて、差のないような行政を望みたいと思います。これで1番目の質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）時間をいただいて済みません。

先ほどから、10番議員のほうから桜ヶ丘の人が全然知らないということだけは、きちんと私のほうからもう一度ご説明させていただ

きたいと思うんです。これは先ほど申し上げましたように、対策委員会の委員長、名倉北区の区長が数回にわたって、その当時の自治会長、平成22年度の自治会長、そしてまた平成23年度の自治会長のほうへ、電話なり足をもって行って、いろいろお話をさせていただいているというふうに聞いております。したがって、全然知らないということはないだろうと。

それとあわせて、消火栓ボックス2カ所、これは一番目によくつくところ。僕も場所に行ってきました。集会所の真横と、田原川に沿ったところの2カ所に消火栓ボックスを設置されております。極めて新しい、きれいな消火栓ボックスです。あれを見て、住んでおられる方が新しいのにかわったなといった感覚の中で、自治会長なりだれかに何か変わったんよという話を、本来であればするのと違うかなと。そんな中で、そういったコミュニケーションもあるのと違うかなというように私は思っております。

したがって、名倉北区の10区B、10区C、桜ヶ丘、すべての自治会長については、この斎場の増設計画なり周辺整備事業については承知をされておるといふふうに私どもは認識しておりますので、その点だけ申し上げておきます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）消火栓ボックス、消火栓ボックスと強調されますけれども、消火栓ボックスは8個ついております。この桜ヶ丘には2個しかついておりません。これも、僕が言っているのは、消火栓ボックスは老朽化しているさかいつけてもらったという意識しかないんですよ。住民の皆さんは、周辺整備でしてくれるものだという意識がないということですよ。したがって、当局が周辺整備を

してくれるよという周知が足りないと言っているんですよ。そこです。

以上です。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、水道事業の改革による水道使用料金の値下げと旧市町施設の継続利用に関する質問に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（野上義己君）登壇〕

○上下水道部長（野上義己君）水道事業のおただしにお答えいたします。

まず、橋本市の水道料金は、県内の市町村と比較すれば上位に位置しています。その理由の一つとして、議員ご指摘のとおり、水道事業の沿革の中で、昭和40年代の高度成長の発展に伴い、旧市もその波に乗り大規模開発が本格化しました。昭和47年に計画給水人口を14万4,000人とした第3次拡張事業計画を立て、その計画に基づく取水・導水路等の水道施設整備への投資は行っておりますが、ほかにも水道料金格差の要因としては、水源の種類や場所、水道施設の建設時期や事業規模、さらに人件費や施設の維持管理費、また本市の地形的条件の違いによるものでございます。しかし、施設整備については、社会情勢の変化の中で新規住宅地開発事業の遅れや計画変更等により、昭和61年に計画給水人口を8万1,700人とした第4次拡張事業計画を策定し、その計画に基づき事業を行っております。

平成18年3月合併時の橋本市水道事業は、橋本市上水道事業と高野口町上水道事業の二つの上水道事業における水源、計画給水人口、給水区域をそのまま新市に引き継ぎました。しかし、近年、本市水道事業は給水収益が減少する傾向にあつて、整備拡張の時代を終え、施設や管路の更新が必要な維持管理の時代を迎えております。

また、少子高齢化、人口減少等、水道事業



を取り巻く環境も大変厳しく、社会情勢の変革に適切に対応しつつ、安全で良質な水道水を安定供給するとともに、効率的な運営による健全な水道経営が求められてきました。このため、平成21年に計画給水人口を6万4,000人とした第5次拡張事業計画を策定しています。

次に、旧市旧町施設の継続利用についてお答えさせていただきます。

本件については、議員おただしのとおり、橋本市・高野口町合併協議会における合併協定書に、新市において旧市旧町の水道の一元化を計画することとなっており、第5次拡張事業計画において、京奈和自動車道側道送水管布設事業により、国道24号沿線の既成市街地への送水系統の合理化と、高野口町名古屋の東部配水池への送水を図るために、合併時より事業着手しました。平成23年度末現在、施工延長での進捗率は見込みとして約30%となっており、平成28年度から供用予定となっています。

この事業による効果、利点としては、送配水系統の合理化、例えばこれまで必要であった配水池が不要となり、施設の更新や維持管理費が削減されるなど、水道経営のコンパクト化が図られます。また、地震による接合部の離脱防止が施された耐震管路としており、今後の東南海・南海地震等への対策ともなります。

これらのことから、施設一元化による送水管の布設は、本市水道の重要管路として、耐震性の向上、動力費、人件費等の削減につながり、安全で良質な水道水を利用者の方々に安定供給できるものと考えます。

また、合併時に水道料金は低いところというお話についてでございますが、合併協議会において、水道料金については、新料金を設定し、統一すると決定されています。これ

は、水道法第14条に規定されているとおり、一つの上水道事業に一つの水道料金しか認めていませんが、平成の大合併ということで、合併促進の立場から、2年ないし3年間は複数の料金もやむを得ないと、運用を許可されたものでございます。

しかし、合併当時、旧市の水道料金は県下で3番目に高い位置にあり、また老朽化している水道施設の更新や耐震事業等も控えていたことや、大滝ダムの建設負担金、維持管理負担金が確定していない中で、旧市の料金が統一させていただいた経過がございます。

今後、第5次拡張事業計画をもとに、水道事業のさらなる経営改善を図るため、本年度橋本市水道事業懇話会を設置し、水道料金や施設の更新事業等、経営に関して利用者や有識者の意見を聞きながら、質の高いサービスと経営の健全化を図り、適正なる水道料金を定めてまいる予定です。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）ちょっと答弁でもれがございましたので。

合併当時、旧市の水道基本料金は県下で3番目に高いということで、基本というのが抜けておりましたので、ご了解よろしく申し上げます。

済みません、以上です。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君、再質問ありますか。

10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）まず水道料金が高いというのは、本当に皆思っているところでございます。特に旧高野口町民は思っております。だったら、今のまま、もともと決めて、合併協議の中で接続するということは決定しているのは私も十分承知しております。ただ、延々この大滝ダムに対する負担というのは大変な

ものがあります。昭和47年度の計画として230億円だったものが、今では3,600億円も建設費がかかっております。こういう負担を延々続けていくなれば、まだまだ橋本市の負担が多くなると思います。ここで思い切って、市長にも聞きたいんですけども、僕は簡単に言うんですけども、この水利権というのは放棄できないものですか。ちょっとお尋ねするんですが、単純過ぎるんですけども、水利権を放棄して、そして新たな水源を確保するということはできないんですか、高野口みたいに。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）議員おただしの大滝ダムのこれまでの建設負担金、最終的には3,640億円ということで、本市のほうも約106億円というような数字が上がってきております。言うまでもなく、今後維持管理負担金が発生してきます。そういったことで、その維持管理負担金の説明も国土交通省からございますけれども、これ以上の負担は、市としても財政逼迫しておる状況の中でこれ以上は到底無理だというような情勢も含めて、国土交通省へ、なるだけ経費の負担を要望してございます。

そういった中で、おただしの権利放棄につきましては、最終的には国土交通省との協議の上で、本市といたしましてもその道筋は先であるというように考えてございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）考えてくれているというところで、私はこの大滝ダムに関して、我がまちの水利権というのは大体アバウトですけども、私なりに理解しております。ただ、本市以西の和歌山市までは、くみ上げた自家水源を持っていますね。紀ノ川の水利権を持っておりません。我がまちだけです。

それで、我がまちの中でも、我がまち出身の県会議員の方も手分けして、何とかならんのかと、負担が多過ぎるやないかというようなことで、いろいろ県議会でも質問されております。そんな中で、放棄も含めて我がまちでは、市長もたびたび上京されて、こういうことを国土交通省あたりで交渉されているというのは聞いているんですけども、ここで我がまちの議会も、議長を中心として、議会をまとめて、行政と組んで、一生懸命に国土交通省と話をし、これ以上の負担、平成24年度で工事が終わるというんですけども、また今ものすごい台風が来ているでしょう。今試験湛水しているとかと聞いていますけれども、またあふれて、あの土壌、あの山の質というのはまたどれる。向こうには悪いんだけれども、どれる可能性が大変高いんですよ。200億円から3,000億円まで膨らんだ工事費ですよ。これはまた今後も必ず負担していかな、これが仮になかったって、我がまちは今後も1億円弱の負担をしていくんです。1億円弱の負担をやめたら、皆さんいろいろ要望されておる運動場でも野球場でも簡単にできるやんか。そんなところも考えて、本当に放棄してほしい。そして、できたら自家水源を旧市旧町で持って、それで今工事にかかっている高野口と橋本市の送水管ありますね。これもまだ3割しか着工できておりません。これからするんであれば、この側道をまためぐり返して、水道の管を入れていかならんという状況の中で、地震が起こったら高野口に水をやらんなんという部長のお話ですけども、逆に橋本市に起こって、高野口の水をあげんらんかもわからん。

だから、水源が2カ所あるというのは法的にどうか知りませんが、我がまちより西の自治体は、いろいろな井戸をほって、自家水源を持っているんですよ。このような大

きな荷物をせたらわさされていく橋本市民の身になれば、ずっと負担が軽くなればいいですけども、なんようにして、せっかく高野口も営々と自家水源を持って高野口の住民はおいしい水があるということで飲んでおるはずです。私も以前には、このまちと合併するときには、橋本のうもうない水飲まされるさかい、どうぞ合併やめてくれと言った一人です。そうだけれども、事ここに至っては、せっかく、いろいろな災害も起こってくる中で、それぞれの水源を持ってこの送水管の中止、直ちにやめてください。送水管の費用というのは相当要るでしょう。部長、大体送水管の費用というのはいくら要るんですか。やめることを前提にしたらかなり浮くんと違うんですか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）私、ちょうど平成11年から平成16年8月まで上下水道部長ということで、合併の当時水道にどっぷりかかわっていたものでございます。

そういうことで、なぜ一元化するかということに対しては、大きく言うたら行革のこともありますけれども、スケールメリットを生かすということもありますけれども、高野口の水道事情、それから橋本市の水道事情ということを考えますと、まず高野口の水道事情でございますけれども、井戸の水ということで、昭和58年ごろでしたか、井戸の水からテトラクロロエチレンというのが検出されたということで、曝気をしてございます。その後も地震とか起こったら地下水について枯渇するおそれがあるということで、合併前から高野口のほうでも水源確保ということで十津川紀ノ川第二期事業の余剰水を予約しているような状況でございました。毎秒0.1tということで合併当時確保してございました。それと同時に、橋本市としましては住宅開発がござ

いましたので、大きな送水管が、城山台が一番はじめにまちびらきしたということで、城山台経由で旧市市街地へ通っているという状況がございました。その側道ができた形で、最短距離で東から西へ送っていこうということで、合併以前から側道へ送水管を入れていって、送水管の複雑な部分を解消していこうという考え方がございます。それが、合併の中で同時に話されまして、橋本市の水源として第4次拡張事業で8万何がしの能力があるので、スケールメリットを生かした中でやはり一元化していくのが合併の考え方だろうということで決定した経緯がございます。そういうことでご理解いただきたいと考えてございます。

それと、おいしい水の議論でございませけれども、合併当初からございました。井戸水といたしますが、遊離炭酸とかミネラル分を含んでいる井戸が多くございます。それと比べまして、表流水を浄化しますと、水質的には保障できるものでございますけれども、何もかも除去してしまうということで、無味乾燥というんですか、おいしさも取り除かれた水になることがございました。それも踏まえて、合併の中で水源の一元化を図っていこうという議論があったように思います。

そういうことで、今からその議論を覆すような二元化というのは、ちょっと難しいんじゃないかということと、高野口の水源につきましては、完全に放棄するんじゃないしに、今水道のほうでは、緊急時の水源としては確保しておく、それから他の利活用があればやっていくという考え方でございますけれども、その当時そういう状況で、スケールメリットを生かした水道施設をやっっていこうという考え方の中で、一元化の考え方があったわけでございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）おっしゃることはよくわかりました。スケールメリット、スケールメリットと、現在でも倍以上あるんだから、今毎秒1 tの水をいただいているということで、その水利権というのが発生して払っているんですけども、毎秒1 tの水を毎秒0.5 tとかあるいは0.6 tとかいうのも、これから市長にも当局にも議会にもあせをかいわいて、ただスケールメリットを考えてつながないとあかんというのは、僕は合っていないように思います。ただ、高野口は高野口の水源、橋本は橋本の水源でいいじゃないですか。それは、結局なぜかといえば、事故が起こったときには、高野口にも大きな災害が起こったときには、その管を使って供給してやれると言うけれども、逆に橋本に大きな災害が起こったときには、高野口の水を運んであげるということもあるんで、ただ水源2カ所持たらいかんということであるらしいですけども、大体合併協議の中で、その当時は木下市長はおらなかったと思うんです。もとの市長ももとの町長で決めたことですけども、決めたことは相当の部分ほごにされたことが高野口にはあるんですよ。これも一緒にほごにしたらどうですか。

○議長（井上勝彦君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）時間があまりないようでございますが、私の思いを少しだけ申し上げておきたいと思っております。

本当に、先々代からの話でございますけれども、お聞きのとおり毎秒1 tという水利権の取得ということで106億円を投資したということは事実であります。当時は一人当たり水の消費量が6500の計算で進んでいたと思うんです。人口もまたどんどん増えていくという計算でね。ところが、それが逆になったん

ですよ。今はもう一人当たり、節水を奨励して360か3700ぐらいだと思うんです。そこに大きな目減りがありますし、人口が頭打ちでございます。そこへこれから減ってくるんですね。私どもとしては取り返しをつかないことになってきつつあるなということで、現在水道部が部長中心に、県のほうへも何回も行きますし、近畿地方整備局のほうへも行っていただいております。この間からも、東京のほうでも国会議員らとも議論しております。県会議員にもせんどお願いしておるわけでありませぬ。したがいまして、県が0.45 tでしたか、そして橋本市が毎秒1 tです。和歌山市が工業用水と飲料水とで1.95 tですか、うちだけではございません。既に陳情書も県、和歌山市、うちということでそろえて関係機関へ提出し、このごろ寝ても覚めてもこの問題の解決、これが非常に大事でありますのでひとつ皆さんのお力もお借りして、結果的によかったなということにしてまいりたいと思っております。

私、この間県のほうへ行きました、最悪もう全部返上すると。望むところは0.6 tほど返上させてもろて、0.4 tで余っとるんですよ。それぐらいでとどめたいけれども、それでいかんというんやったらもう全部返上するわと。全部返上してまた穴ほって、県の部長に言うていますんや。高野口と両方で穴ほってやらざるを得ないと。そうせんと持たんですよ。橋本の人口が目減りするし、所得税どっさり納めてくれる人がコンパクトで少なくなっただけでございますしね。そんなので、ひとつ頭のほうでなっておりますんで、その辺をおくみ取りいただいて、お力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）最後になりましたけれども、市長のお話を聞いて、最後はもう水源

を二つつくってもいいというようなお話でした。本当に我がまちもそういうふうにして、旧高野口住民の願いもあるんです。無駄なお金を使わずに、どうぞ市長、よろしく願います。

終わります。

○議長(井上勝彦君) これをもって、10番 妙中君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時46分 休憩)

---

(午後1時7分 再開)

○議長(井上勝彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際お諮りいたします。

10番 妙中君から本日一般質問における発言について一部不適切な発言があったので、会議規則第65条の規定により、その部分を取り消したい趣旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よって、妙中君からの発言の取り消しの申し出を許可することに決しました。